

平成30年度 第3回

八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 次第

日時 : 平成30年10月17日(水)
15時～

場所 : 805 会議室

1. 開 会

2. 議 題

第3期八王子市地域福祉計画について

- (1) 「包括的な相談・支援体制」について
- (2) 「包括的な地域福祉ネットワーク会議」について

3. 報 告

八王子市社会福祉協議会からの報告事項

- (1) 「地域福祉推進拠点」の整備状況について
- (2) 「第3次八王子市地域福祉推進計画」の進捗状況について

4. 閉 会

□配布資料

- | | |
|-----|-------------------------|
| 資料1 | 「包括的な相談・支援体制」について |
| 資料2 | 「包括的な地域福祉ネットワーク会議」について |
| 資料3 | 「地域福祉推進拠点」の整備状況について |
| 資料4 | 「八王子市地域福祉推進計画」の進捗状況について |

(1) 地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化

多様化・複雑化する地域生活課題*に対応し、市民にとって身近な場所で気軽に相談することができるまちづくりを推進します。地域における住民主体の福祉活動や民生委員・児童委員*による相談・支援体制、内容に応じた専門的な相談・支援機関のネットワーク化を強化します。なお、地域と専門的な相談・支援機関との“コーディネート役”を社会福祉協議会*が担います。(→52 ページに詳細)

主な取組

① 包括的な相談・支援体制の構築

きめ細やかな支援や多様な課題に一体的に取り組むことができるよう、行政のみならず、地域を基盤とした包括的な相談・支援のしくみを構築します。

② “包括的な地域福祉ネットワーク会議”の設置

専門的な相談・支援機関によって構成するネットワーク会議を設置します。情報共有や地域生活課題の把握・解決に向け、課題を包括的に受け止め、サービスを一体的に実施する方法などについて検討します。

社会福祉審議会の運営

社会福祉審議会*は、本市の福祉に関わる課題について調査・審議する市長の附属機関で、福祉の総合的な発展について5つの専門分科会に分かれて審議を行っています。

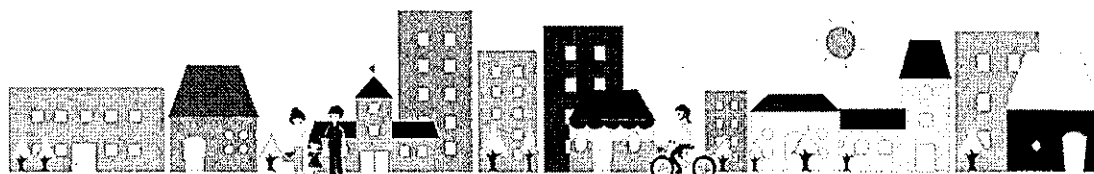
各専門分科会の会長・副会長で構成する代表者会では、分野間の情報共有や共通課題について審議することで、本市の地域福祉を推進します。

この施策における活動指標

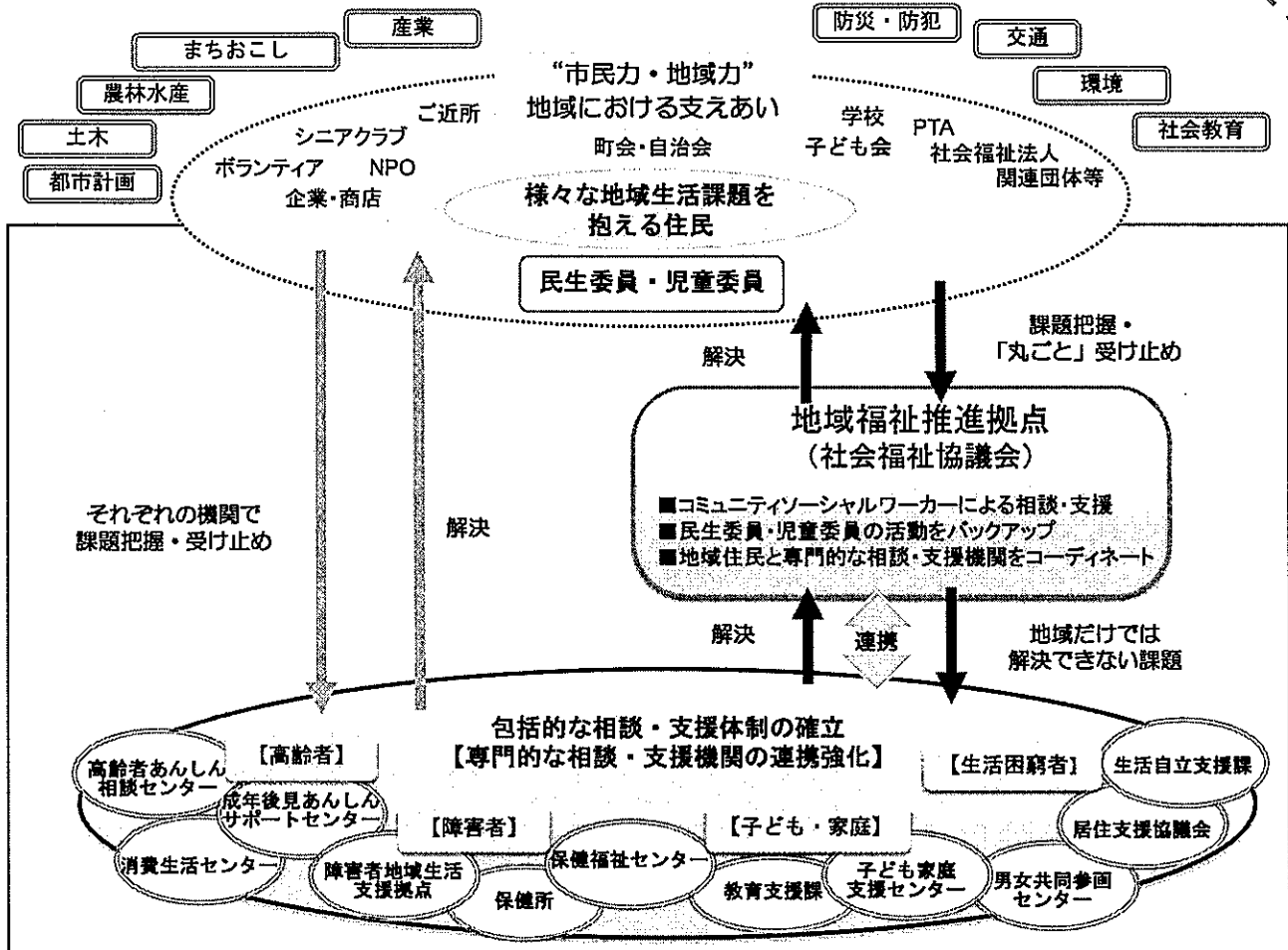
○ “包括的な地域福祉ネットワーク会議”の開催回数

対象者別の専門的な相談・支援機関の連携を強化するためのネットワーク会議開催回数を活動指標とします。

年度	現状	平成 32 年度	平成 34 年度
内容	(新規)	年間2回程度	年間2回程度



本市における「包括的な相談・支援体制」のイメージ



▶▶地域福祉推進拠点*（社会福祉協議会*）

地域福祉推進拠点（社会福祉協議会）については、「(2)社会福祉協議会の体制強化」(→53 ページ)をご覧ください。

▶▶“市民力・地域力”や地域における支えあい

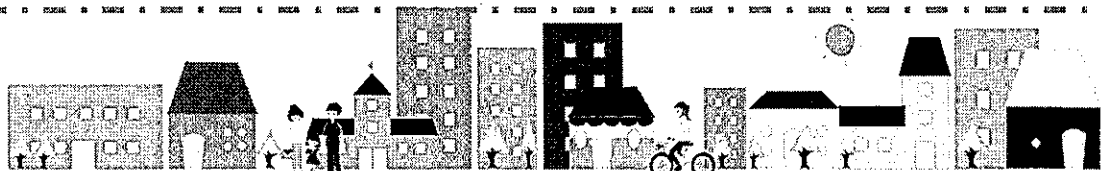
“市民力・地域力”については「(5) “市民力・地域力”の向上」(→7ページ)を、地域における支えあいについては、「2 地域福祉活動支援・人材育成」(→56 ページ)をご覧ください。

▶▶専門的な相談・支援機関のネットワーク

高齢者あんしん相談センター*・障害者地域生活支援拠点*・子ども家庭支援センター*・生活自立支援課など分野ごとの福祉の相談・支援機関や、保健福祉センター、保健所、居住支援協議会、消費生活センター、男女共同参画センター、教育支援課など、住民の生活を支える機関が連携を図ることで、複雑な地域生活課題*に対応します。また、相談・支援機関同士で情報共有を図り、地域生活課題の把握・解決に努めます。

▶▶コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

CSWは、地域で生活していくうえで、どこに相談すればよいかわからない“困りごと”などの相談を受け付け、地域の様々な力をつなげて解決できるようお手伝いをします。



第 3 期八王子市地域福祉計画における「包括的な相談・支援体制について」

「包括的な相談・支援体制」について、以下の事項を前提として計画を推進する。

1. 「包括的な相談・支援体制」とは

第 3 期計画の本冊 51 頁「主な取組」1 つ目「包括的な相談・支援体制の構築」
=同 52 頁イメージ図の全体

2. 同 52 頁イメージ図について

- ・上の○（地域・住民）は市内に数多くある。
- ・真ん中の○（地域福祉推進拠点）は市内 21 か所設置予定。
⇒ 地域福祉推進拠点ごとに、福祉圏域 37 との整合性に配慮したうえで、地域の課題・意見を受け止める機会を設け、上の○とのネットワークを作る。
拠点川口の運営委員会をひとつのモデルとするが、新たな会議を設置する、または「地域ケア会議」等の既存の会議を活用する等、地域の実情に応じて、CSWが対応する。
※ CSWの役割の例：地域課題・相談を丸ごと受け止める。
地域における様々な力をつなげて課題の解決を図る。
- ・下の○（専門的な相談・支援機関のネットワーク）については、各相談・支援機関のネットワークによる支援を図る。各機関の情報共有等を図るネットワーク会議を、全市でひとつ設置する（資料 2 参照）。

3. 地域生活課題の解決に向けた取組

- ・地域で解決できない課題は、「地域福祉推進拠点」が受け止める。
- ・「地域福祉推進拠点」が解決できない課題は、「専門的な相談・支援機関のネットワーク」につなぎ解決を目指す。
- ・専門的な相談・支援機関で導き出した解決策を地域福祉推進拠点が地域に戻す。
- ・CSWは地域における支えあいを支援し、様々な地域資源が連携して地域生活課題を自ら解決できる体制を整える。

八王子市第3期地域福祉計画における「包括的な地域福祉ネットワーク会議」について

「包括的な地域福祉ネットワーク会議」について、以下のとおり提案する。

1. 会議について

- ・専門的な相談・支援機関（第3期計画の本冊52頁イメージ図の下の○）によって構成される。
- ・会議は、市で1つ設置する。

2. 会議における検討事項

■構成委員

実務者を中心とした構成

計画本冊52pに示す専門的な支援・相談機関の実務者から選任し、委員とする。

■会議の役割について

- ・「情報共有や地域生活課題の把握・解決に向け、課題を包括的に受け止め、サービスを一体的に実施する方法」などについて検討（計画本冊51p）
- ・会議では、各機関が、それぞれの対応事例や他機関との連携事例などを持ち寄り共有することで、地域で解決が困難な課題への対応方法を示す。
- ・本会議で検討した内容についてCSWが地域に戻すことで、地域における課題解決能力を高める。

■会議の公開について

- ・原則、HPなどでの会議録を公開するが、個人情報に留意した対応とする。

「地域福祉推進拠点」の整備状況について

1. 事業概要

- (1) 設置・運営 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
(2) 開所 月～土曜日 午前9時～午後5時
(3) 人員 CSW（コミュニティソーシャルワーカー）として社協職員1名
臨時職員1名(2名が交替で勤務)

2. 整備状況

- (1) 「地域福祉推進拠点 石川」
開設日：平成26年12月1日 設置場所：石川事務所2階
- (2) 「地域福祉推進拠点 川口」
開設日：平成29年4月1日 設置場所：川口事務所2階
- (3) 「地域福祉推進拠点 浅川」
開設日：平成30年3月31日 設置場所：浅川市民センター1階
- (4) 「地域福祉推進拠点 大和田」
開設日：平成30年3月31日 設置場所：大和田市民センター3階
- (5) 「地域福祉推進拠点 由井」
開設日：平成30年10月1日 設置場所：由井市民センター1階

※平成30年度中に東部地域に6か所目を開設予定

社会福祉協議会が平成30年3月31日に開設した「地域福祉推進拠点 浅川・大和田」について、これまでの取組状況を以下のとおり報告します。

1. 主な活動実績(平成30年3月31日～9月30日)

(1) 来客者数

(単位 人)

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	平均(3月を除く)
浅川	9	46	32	30	59	26	33	37.7
大和田	6	29	29	19	35	22	18	25.3
計	15	75	61	49	94	48	51	63.0

(2) 各種相談受付(継続して対応したケース)

(単位 件)

	アウトリーチ	来所相談	各拠点合計	終了件数
浅川	8	12	20	16
大和田	12	5	17	9
計	20	17	37	25

相談内容：精神障害の人権に関する相談、終活に関する相談、入院費の支払いに関すること、ご近隣に気になる人がいる、社会復帰に関することなど

主な連携先：高齢者あんしん相談センター、民生委員・児童委員、町会・自治会、市保健所、市生活自立支援課等

(3) 地域課題(相談者)への支援

ボランティアコーディネート

浅川：1件成立(1件受付)、大和田：2件成立(2件受付)

2. 地域との連携について

(1) 周辺町会、自治会等との連携

会合等にCSWが出席して、拠点を周知するとともに、周りに困っている方がいた場合は、拠点を案内するよう依頼。

(2) 八王子市民生委員児童委員協議会との連携

民生委員の在宅ひとりぐらし高齢者実態調査の書類受付場所として地域福祉推進拠点を活用。その際に気になる世帯の情報などを収集し、必要に応じ相談を受け付ける。

3. 市民センター内の拠点の特徴

市民センターを利用する個人や団体が、情報の収集や相談のできる場となっている。

サロンやボランティア団体による活動も行われており情報交換を行っている。

また、八王子市民生委員児童委員協議会の地区定例会や浅川地区町自連の定例会も市民センターで開催されており、民生委員が拠点に相談する関係ができています。

第 3 次八王子市地域福祉推進計画 骨子案（概要）

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨

(概要)

第 3 期八王子市地域福祉計画で示された今日的な福祉課題や「地域共生社会」の考え方も踏まえた地域福祉の重要性を示すとともに、これまでの地域実践活動の効果や今後必要とされる活動などを提起し、住民主体の活動－市民力・地域力の更なる充実を図ること等を計画策定の趣旨とする。

第 2 節 計画の位置付け・計画の期間

(概要)

第 3 期八王子市地域福祉計画の目標、めざす姿を共有し、住民とともに地域福祉を推進する社会福祉協議会が実施する行動計画とし、住民主体の活動を主に定める「地域福祉活動計画」とその活動の推進体制等を主に定める「社協発展・強化計画」を一体的に策定する。

期間は：平成 31 年度から 36 年度までの 6 か年計画とする。

第 3 節 計画の策定体制

(概要)

策定委員会、部会、理事会・評議員会等の役割と関係性を明示

第 2 章 地域の諸課題とこれまでの活動の取組み状況から

第 1 節 地域の諸課題

(概要)

第 2 次の計画期間中の社会の潮流、地域に係る福祉の動向を振り返り、第 3 期八王子市地域福祉計画の 3 つの課題を踏まえつつ、地域福祉を取り巻く諸課題について明示する。

・社会潮流

人口減少、少子高齢化、地域包括ケアシステム、障害者差別解消法、生活困窮者自立支援制度、引きこもり、大規模災害の発生 … など

第 2 節 第 2 次計画の取組み状況

(概要)

第 2 次計画で推進した活動－地域福祉活動計画（サロン活動、小地域福祉活動、成年後見制度等）、社協発展強化計画（地域福祉推進拠点、人材育成、財務に関すること等）の展開状況を明示する。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

あなたもわたしも主役 一つながりあい、支えあうまち はちおうじー

第2節 めざす地域の姿

「市民力・地域力で支えあいー住民が、主体的に地域の課題を把握して、解決をめざすまち」をめざす地域の姿とし、その実現に向け、「包括的な相談支援体制の構築」「多様な支えあいのしくみづくり」「市民力・地域力の向上」を主眼として示す。

第3節 計画の体系

基本理念
あなたもわたしも主役 一つながりあい、支えあうまち・はちおうじー

めざす姿

市民力・地域力で支えあいー住民が主体的に地域の課題を把握して、解決をめざすまち

- 包括的な相談支援体制の構築
- 多様な「支えあい」のしくみづくり
- 市民力・地域力の向上

地域福祉活動計画

【基本方針1】
地域の生活課題に関心を寄せ、その把握と解決に向けて活動しよう。
目標1 まちの未来をデザインしよう
目標2 なんでも、誰でも相談できる場を作ろう

【基本方針2】
学びや交流・参加をとおして共に育ちあい、つながりあい活動しよう。
目標3 気軽に話もが集える身近な居場所を作ろう
目標4 地域で支えあいのしくみを作ろう、参加しよう
目標5 とともに学び、育ちあう場を作ろう

社協発展強化計画

【基本方針1】
地域福祉推進拠点の拡充・運営

【基本方針2】
(仮)社協と地域と一緒に問題解決できる体制づくり

- 1. 事務局体制の強化
- 2. 人材育成
- 3. 社会福祉法人のネットワークによる地域公益活動
- 4. 財務

第4章 地域福祉活動計画

第1節 基本方針

○基本方針1

地域の生活課題に関心を寄せ、その把握と解決に向けて活動しよう。

○基本方針2

学びや交流・参加をとおして共に育ちあい、つながりあい活動しよう。

第2節 活動の展開

【5つの目標】

1. なんでも、誰でも相談できる場を作ろう 2. まちの未来をデザインしよう 3. 気軽に、誰もが集える身近な居場所を作ろう 4. 地域で支えあいのしくみを作ろう、参加しよう 5. とともに学び、育ちあう場を作ろう

第5章 社協発展・強化計画

第1節 基本方針

○基本方針1

地域福祉推進拠点の拡充・運営

○基本方針2

(仮)社協と地域と一緒に問題解決できる体制づくり

第2節 活動の展開

【取組み項目(仮)】

1. 地域福祉推進拠点の運営 2. 事務局体制の強化 3. 人材育成 4. 社会福祉法人のネットワークによる地域公益活動 5. 財務

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進

第3次地域福祉推進計画推進委員会を設置し、計画の評価点検を行う。

6か年計画であり、3か年経過後を目安に、進行状況、社会情勢等を検証し、必要に応じて計画の改訂を行う。

資料

第1節 資料

委員会等の開催状況、委員名簿、要綱、用語集など

第4章 地域福祉活動計画における目標と活動項目（案）

第2節 活動の展開

目標1 まちの未来をデザインしよう

【活動項目】

- ① 地域福祉推進拠点エリアにおける活動計画策定《新規》
地域ごとの特性・特色を反映し、小地域版「地域福祉活動計画」を策定

目標2 なんでも、誰でも相談できる場を作ろう

【活動項目】

- ① (仮称)よろず相談窓口の設置《新規》
社福のネットワークによる相談窓口の展開を踏まえ、商店・銀行等も視野に展開
- ② 地域の声が集まり、伝わるしくみづくり《新規》
既存の活動（サロン、小地域福祉活動等）を地域のよろず相談の場としてスタッフと認識共有し、地域活動で解決困難な内容等は地域福祉推進拠点等へ情報をつなぐ

目標3 気軽に・誰もが集える身近な居場所を作ろう

【活動項目】

- ① サロン活動、子ども食堂、無料塾の拡充
- ② 家族会等の当事者団体の拡充
引きこもりの家族会など新たなニーズへのアプローチ

目標4 地域で支えあいのしくみを作ろう、参加しよう

【活動項目】

- ① 住民主体の小地域福祉活動の拡充
- ② 災害に備えた支えあい、見守り活動の拡充
- ③ ういずサービスの利用促進
- ④ 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の利用促進

目標5 とともに学び、育ちあう場を作ろう

【活動項目】

- ① 福祉教育－体験学習の充実
- ② 拠点エリアでの学びの場の創出
- ③ 趣味・特技を生かし活躍の場の創出

八王子市第3期地域福祉計画との関連

第3次八王子市地域福祉推進計画（第3次いきいきプラン） 基本理念：あなたもわたしも主役—つながりあい、支えあうまち はちおうじ

【市計画 めざす姿】(P41)
“市民力・地域力”
地域における支えあい
住民が、主体的に地域の課題を把握して、
解決をめざすまち

市計画のテーマ (P45)
地域福祉を推進する
しくみの充実
多様化する福祉課題に対する
包括的な相談・支援体制の推進

地域福祉活動支援・
人材育成
地域で福祉課題に取り組む
人材の確保

福祉サービスの充実
社会的弱者の社会的・経済的な
自立と生活の向上

市計画による施策の展開

- ① 地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化
- ② 社会福祉協議会の体制強化
【指標】：地域推進拠点の整備数 21 か所 → 強化計画
- ③ 福祉に携わる職員の専門性の向上
- ④ 情報提供の充実

- ① 民生委員・児童委員の活動支援
- ② 地域で支えあう意識づくり
【指標】：学校等における車いす等体験学習の実施回数 140 件/年
- ③ 地域で取り組むきっかけづくり
【指標】：地域福祉推進拠点における地域住民主体の事業実施回数 40 回/年
- ④ 地域における福祉活動の支援
【指標】：ういずサービスの協力会員数 230 人
- ⑤ “市民力・地域力”の向上をめざす担い手の発掘と連携
【指標】：小地域福祉活動を行う団体数 37 団体
- ⑥ 虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応
- ⑦ 防災・防犯活動の推進

- ① 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野の福祉サービスの充実
- ② 生活困窮者への支援
- ③ 権利擁護の推進
【指標】：市民後見人候補者の登録者数 93 人
【指標】：成年後見制度に関する講座・学習会の開催回数 13 回/年
- ④ 福祉施設・事業所の評価と指導・検査
- ⑤ ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

第3期八王子市地域福祉計画の「めざす姿」「テーマ」「施策の展開」を踏まえ、住民と社協が共に取り組む行動計画として構成

【めざす姿】
市民力・地域力で支えあい—住民が主体的に地域の課題を把握して、解決をめざすまち
(市計画 P41 記載のめざす姿を共有)

1. 包括的な相談支援体制の構築
2. 多様な支えあいのしくみづくり
3. 市民力・地域力の向上

(市計画 P45 記載の3つのテーマ踏まえて設定)

地域福祉活動計画

○基本方針1
地域の生活課題に関心を寄せ、その把握と解決に向けて活動しよう。

- ・目標1 まちの未来をデザインしよう
- ・目標2 なんでも、誰でも相談できる場を作ろう

○基本方針2
学びや交流・参加をとおして共に育ちあい、つながりあい活動しよう。

- ・目標3 気軽に誰もが集える身近な居場所を作ろう
- ・目標4 地域で支えあいのしくみを作ろう、参加しよう
- ・目標5 とともに学び、育ちあう場を作ろう

社協発展強化計画

○基本方針1
地域福祉推進拠点の拡充・運営

○基本方針2
(仮)社協と地域と一緒に問題解決できる体制づくり

- ・事務局体制の強化
- ・人材育成
- ・社会福祉法人のネットワークによる社会公益活動
- ・財務